

## 政治資金適正化委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式等の改正について（改元に伴う対応）

### 1. 趣旨

2019年5月1日に改元が行われることに伴い、政治資金適正化委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式等について、下記2及び3のとおり対応することとする。

また、改正後の登録政治資金監査人の登録等に係る様式等については、2019年5月1日から施行することとする。

### 2. 登録政治資金監査人の登録等に係る様式の改正

政治資金適正化委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式について、「平成」の元号が記載されている箇所を新元号に改める等の改正を行う。

### 3. その他政治資金適正化委員会決定の改正

下記の政治資金適正化委員会決定に係る別紙様式について、「平成」の元号が記載されている箇所を新元号に改める。

- (1) 政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日）
- (2) 政治資金監査研修修了証明書の交付について（平成21年10月20日）
- (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領（平成26年3月28日）
- (4) 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望するときの登録申請書の添付書類について（平成30年3月22日）